

平泉町内保育所を利用する児童の保護者の皆様へ

令和2年8月24日

新型コロナウイルス感染症が発生した場合等における 保育所の対応について

保育施設は、保護者が働いており、自宅に1人であることができない年齢の子どもを対象にしていることから、施設で発生した場合（職員または児童が感染した場合）を除き、原則開所としています。

開 所	岩手県内で発生 平泉町内で発生 施設職員の家族が感染・濃厚接触者 児童の家族が感染・濃厚接触者
休 所 ^{※1}	施設職員・児童本人が感染
当該職員・児童2週間 ^{※2} 登所（出勤）停止	施設職員・児童が濃厚接触者

※1 臨時休所の規模及び期間については、県と協議のうえ決定します。

※2 登所を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間となります。

このほか、町内の感染状況等によって、家庭での保育が可能な世帯に対し、登所を控えていただくなどのご協力をお願いする場合があります。

【担当】

平泉町町民福祉課

TEL 46-5562